

白石市集会所等建設事業補助金の 委任払（代理受領）制度について

令和7年4月1日から、白石市集会所等建設事業補助金交付規則を一部改正しました。（委任払制度の創設）

委任払（代理受領）とは・・・

市から交付される補助金を、自治会等に代わって、補助対象事業に係る建設工事を実施した工事業者等が受け取ることができる制度です。

委任払（代理受領）を利用することで・・・

市から直接、工事業者等へ補助金が支払われることにより、自治会等は自己負担分の金額のみを用意すればよく、工事代金等の費用全額を用意しなくて済みます。

通常、自治会等の口座で管理することとなる市からの補助金が、自治会等の口座ではなく直接工事業者等へ振り込まれることにより、自治会における会計管理の負担が軽減します。

委任払（代理受領）の利用にあたっての注意事項

- ・ 委任払ができるのは、自治会等と契約し、補助対象事業に係る建設工事を実施した工事業者等に限ります。
- ・ 委任払の利用にあたっては、補助金を請求する前に委任状の提出が必要となります。
- ・ 補助金の支払は、市の完了検査が終了し、補助金の請求書を受け取った後、3週間程度の時間を要します。工事業者等が代金（補助金分）を受領できる時期が、契約書で定められた期限を過ぎてしまう場合がありますので、契約者間で十分に協議し、利用を検討してください。
- ・ 自治会等が、工事業者等へ自己負担分以上の金額を支払っている場合は、制度の利用はできません。（市から交付される補助金を、自治会等と工事業者等へ分けて支給はできません。）

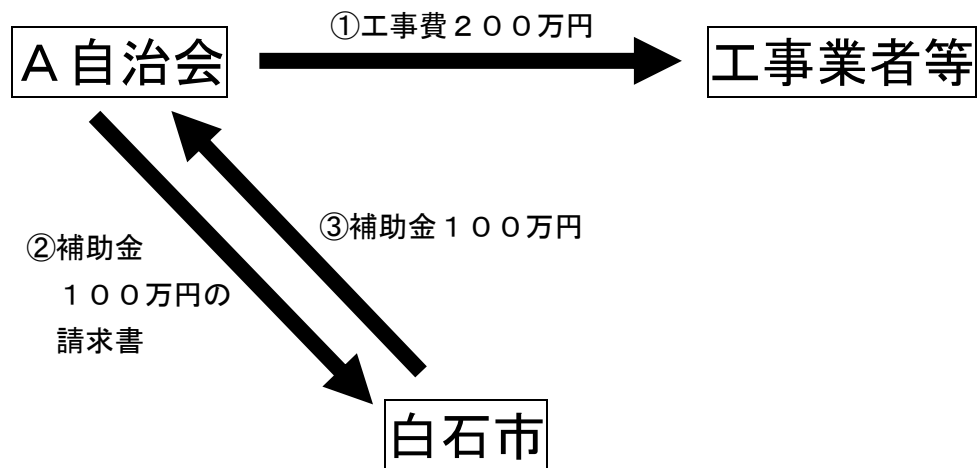
お問い合わせ

白石市総務部総務課総務係

電話 0224-22-1331

参考例) A自治会で使用している集会所の修繕工事を行い、
工事費に200万円を要する場合

通常支払の場合・・・A自治会が用意するのは200万円



委任払（代理受領）の場合・・・A自治会が用意するのは100万円

